

## 辺野古用土砂搬出反対署名 52,429人

西日本各地からの辺野古埋立て用土砂採取に反対して設立された「辺野古土砂搬出反対全国協議会」(現在、13団体が参加)は10月15日、全国から寄せられた52,429人の署名を安倍首相あてに第一回目提出を行ないました。

これに先立ち、協議会は防衛・環境両省に、辺野古埋立て用土砂採取は、搬出・搬入双方の環境破壊と訴え、採取計画の撤回を求めました。

また、採石業を所管する経済産業省に対し、採石法が昭和25年制定以来、何ら見直されず、環境に配慮する条項もないことを訴え、法の見直しを求め、公開質問状を提出しました。

**辺野古埋め立て土砂採取を絶対にさせない！** 引き続き、辺野古用土砂搬出計画撤回を求める署名を進めます！

第三次集約は2016年3月末です。

1 総 合 1版 201

### 土砂搬出反対5万2429人

#### 反辺野古首相宛て署名提出 全国協議会

【東京】名護市辺野古の埋め立て土砂搬出反対全国新基地建設、沿岸部の埋め立て用土砂採取地域の13採出計画の撤回を求める5万2429人の署名を安倍首相宛てに提出した。(2面に関連)

大津幸夫共同代表は「辺野古反対運動を全国に広げ

土砂採取に反対する全国からの署名を内閣府へ提出する大津幸夫共同代表(右から2人目)15日、東京・内閣府

外に道はないというが、強行すれば火はさらに大きくなり政権を追い込むだろう」と述べ、計画阻止に意欲を示した。

これに先立ち、協議会は防衛、環境、経済産業の各省担当省との政府交渉を実施。市民らは海の生態系を守るために辺野古沿岸を早期に海洋保護区として選定すべきだと訴えたが、環境省は明確な返答はしなかったという。また、メンバーは環境影響評価(アセスメント)後に新種が発見された場合、アセスのやり直しを規定していない現行法を問題視。環境省へ法改正を含め再検討を求めた。

阿部悦子共同代表は「私

たは古里の環境を壊させない立場で運動してきた。沖縄の置かれた不条理と我々の不条理を重ね合わせ、計画の撤回に向け運動を続けたい」と力を込めた。

2015.10.16  
沖縄タイムス1面

**11, 29(日)**  
**伊方原発を再稼働させない！**  
**高松大行動**  
14:00 高松市琴電瓦町駅前

### 緊急 伊方原発再稼働 知事同意を許すな！

愛媛県知事は10月26日、再稼働に同意した。福島は未だ収束せず、原因も究明されていない。伊方では避難計画も確立されていない。「絶対安全ではない」としながら、それでも再稼働を認めるなど、許されない暴挙だ！ **STOP！伊方原発再稼働！** (再稼働への茶番劇は9頁をご覧ください)

目 次	
辺野古埋め立て用土砂搬出許さない	東京新聞こちら特報部 15.10.18付 2
沖縄県議会議員の訪問を受けて 辺野古土砂搬出反対全国協議会のこれまで動き	阿部悦子 4
環境省への「沖縄・辺野古埋め立て用土砂の西日本各地からの採取・購入計画に関する要請書」	6
東京 辺野古・大浦湾は海洋保護区に	全国協防衛、環境、経産各省への申し入れ 湯浅一郎 8
愛媛 茶番に終わった地元の理解「劇」-伊方原発の再稼働同意	小倉 正 9
緊急報告 新・瀬戸内法の成立をめぐる	若槻武行 10
広島 海砂採取跡、16年経過 元に戻らず	中国新聞 15.2.16、7.16付 12
愛媛 廃棄物処理施設、計画の地元周知と同意は？	末田一秀 13
兵庫 住民合意なく強行される北但ごみ焼却施設建設	14
愛媛 住民合意なく 四国遍路道を壊し広域組合がごみ焼却施設建設強行	松本宣崇 15
愛媛 伊方原発再稼働にノー 4,000人松山に集う	愛媛新聞 15.11.2付 各地からの案内 16

# 辺野古埋め立て用土砂搬出許さない

2015. 10. 18 東京新聞

こちら特

沖縄県名護市の辺野古新基地建設に反対する運動が、九州や瀬戸内海などに飛び火している。辺野古の美ら海を埋める土砂の大半を、本土で採取して運ぶ計画だからだ。沖縄の民意を無視する新

基地建設に、土砂が使われてはたまらないと、各地の環境団体が連携を強める。「足元」から辺野古を考える動きが広がっている。

(中山洋子)

戦後、野放図な採石で島は瘦せ細ってきた。今また、辺野古へ持ち出すことは許されない！

## 辺野古の海 埋め立て用土砂 本土も「搬出許さない」



山の稜線が変わるほど削られた採石場=10日、香川県小豆島町で

「まさかここからも運ぶなんて」  
瀬戸内海屈指の観光地で知られる香川県の小豆島で、市民団体「小豆島環境と健康を考える会」事務局の富田恒子さんが嘆息する。沖縄県名護市の埋め立て地まで小豆島から約千

離れ、今年一月、近隣の環境団体から土砂搬出計画を聞いた富田さんは、瀬戸内海島の島までをも巻き込む辺野古の埋め立て工事の規模に絶句した。

小豆島「まさかここから」

沖縄防衛局が沖縄県に示した計画によると、埋め立てに必要な土砂は約二千万立方メートル。東京ドーム十七個分に相当する。このうち約八割にあたる千六百四十万立方メートルが「岩すり」と呼ばれる砕石。その採取予定地として沖縄県以外にも、九州や瀬戸内海の六県七地区が指定されている。最も離れた予定地が小豆島だ。島からは約三千万立方メートルの搬出が可能と目されている。

小豆島の採石の歴史は古い。約四百年前の大坂城の石垣にも使われているとされ、島の北東部には工場と呼ばれる当時の採石場もそのまま残る。現在でも、島では七業者が採石を続けている。  
小豆島町企画財政課の担当者によると、一九五〇年代には八十業者がひしめいたが、コンクリートの台頭や中国産の安価な石材に押され、廃業が相次いだ。公共事業の需要が減り、採石業界は右肩下がり。辺野古への土砂搬出計画も「まだどうなるか分からない。業者も半信半疑なのではないか」という。

### 国立公園なのに… 環境保護は後回し

私たちは、関西空港の建設で大量の石が切り出された九〇年代から、島の景観を大きく変える採石のあり方を疑問視してきた。「国立公園なのに環境保護が後回しにされた」と嘆く。  
実際、小豆島は一九三四年に全国で最初に指定された瀬戸内海国立公園に含まれているが、内陸部の指定区域は「点」として散らばる。歴史的な経緯から採石業の維持が優先され、公園に指定されていない採石地も多い。  
環境省の高松事務所によると、国立公園内であっても、条件を満たせば操業が認められている。九九年にはより制限が厳しい第二種特別地域から、普通地域に格下げされた地区もある。採石で景観が大きく変わってしまっている「特別地域の資質を失っている」という判断からだ。



2015/09/20 10:48



2015/09/20 10:33

下の写真は小豆島に点在する採石場  
今年9月20日、海上より採石場を視察。船上から松本宣崇が撮影

富田さんは「埋め立て計画は、辺野古の海と小豆島の自然の両方を壊す。沖縄の人々が望むのなら仕方がないかもしれないが、みんなでも反対している。そんなところへ、島の土を持って行ってほしくない」と胸を痛める。

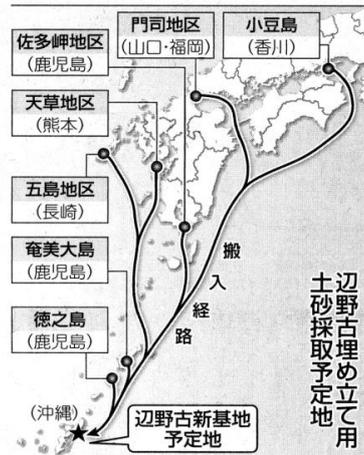
二ちろ特報部

2015年10月18日付東京新聞に、辺野古埋め立て用土砂搬出反対署名提出・三省への要請が大きく取り上げられました

# 奄美「無秩序採石野放し」 五島「何も知らされない」

複雑な思いを共有する各地の採石予定地の環境団体は今年五月末、辺野古埋め立て土砂搬出反対全国連絡協議会を結成した。七団体から始まった協議会は現在十三団体に増えている。それぞれで計画の中止を呼び掛け、反対署名も集めている。今月十五日には各地から上京したメンバーらが、五万二千四百筆を超える反対署名を安倍晋三首相宛てに提出。防衛省や環境省にも計画撤回を申し入れた。

## 全国13団体が反対協議会



できた。大雨のたびに大量の土砂も道路に流出している。協議会共同代表の一人で「自然と文化を守る奄美協議会」の大津幸夫さん(66)は「奄美市は「貴重な生きもの」の景観で世界自然遺産を目指しているのに、無秩序な採石が野放しになっている」と憤る。五〇年制定の採石法が、採石業の振興を目的とするだけで、環境保全の視点がなく、批判、根本的な法改正を訴える。

長崎県の五島地区も百五十万立方メートルの調達が可能と目される採石候補地に挙げられている。今年六月に計画を知った「五島列島・自然と文化の会」の歌野敬代表(66)は「新上五島町は「採取計画は小さな島がなくなってしまうくらいに規模。それが地域に知らされていなくて、五島地区では十年前に高レベル放射線廃棄物処分場の誘致計画も持ち上がった。経済優先のひずみが、過疎が進む離島に押しつけられてる現状を訴えた。」

一方、最大の岩すり購入が見込まれる福岡・山口県にまたがる門司地区では採石業は重要な地場産業。門司の環境を考える会の一門司市は「江戸時代から採石があり、暮らしたためなら仕方ないと理解している。でも、辺野古の海を埋める基地建設のために故郷の土が使われるのはまっぴらごめん」と話し、地元業者にも発注を受けないよう申し入れを重ねる。



内閣府の担当者(手前)に集めた署名を提出する辺野古埋め立て土砂搬出反対全国連絡協議会のメンバー15日、内閣府で

写真右は、署名持参で内閣府へ提出に向かう皆さん  
写真左は、衆院議員第二会館での防衛省への要請交渉

## 県外から持ち込み 沖縄県は規制条例

全国連絡協議会も西日本の土砂を亜熱帯域の沖縄に運ぶことは、政府が進める生物多様性国家戦略に沿わない生態系のかく乱にあたる」と指摘している。阿部さんは、辺野古だけの問題ではないと強調する。産業振興のために採石地はとも地形が変わるほど破壊される。不要となった跡地は産業廃棄物や高レベル放射線廃棄物などの処分場として扱われる。この不条理の責任を誰も負わない。いったん立ち止まって、地方をどうするのかを本気で考えるべきではないか」と訴える。

翁長知事が承認取り消しを表明した十三日、運動の先頭に立った山城博治さんは、ゲート前で「したいひやー(でかした)！」と絶叫した。悪性リンパ腫に侵されて、四月から闘病生活に。今月六日に復帰したばかり。「県民全体で団結し、知事の決断を支える」。沖縄県民の新たな闘いが始まった。(国)



# 沖縄県議会議員の訪問を受けて 辺野古土砂搬出反対全国協議会、これまでの動き

環瀬戸内海会議共同代表 阿部 悦子

11月4日、沖縄県与党会派の県議4人が、視察のために松山に來られた際に、「渡部伸二と市民の広場」に立ち寄られ、交流の時間を取ってくださった。崎山し幸、仲村未央、奥平一夫、赤嶺昇議員である。「土砂搬出地の運動が、沖縄の人々を励ましていることへのお礼を言いたい」といわれての訪問である（**下写真**）。私は9月に沖縄を訪ねたときに、与党会派の皆さんが主催して、「西日本からの土砂搬出反対運動」の報告をさせて頂いたのだが、その時にお世話になった方々だ。



5月に奄美大島で、全国連絡協議会が発足したときに、初めて会った仲村未央議員が中心になり生物多様性の観点から、6月に制定、11月1日に施行された「沖縄県土砂規制条例」についての報告もして下さった。

思えば、2013年に姫路で行われた環瀬戸内海会議の第24回総会で、辺野古に瀬戸内の土砂を運ぶことへの反対を表明し、その年末には、仲井真・前沖縄県知事、防衛省、環境省に申し入れを行った。翌年は相次ぐ沖縄の選挙で、「新基地を許さないオール沖縄の民意」が明らかになった。そして、今年になって、「自然と環境を守る奄美会議」とつながり、その後、熊本県天草、長崎県五島ともつながった。それまで活動があった北九州市では「門司の環境を考える会」が中心になって福岡県での広報活動が盛んに行われた。環瀬戸内海会議は9月20日に「小豆島環境と健康を考える会」との共催で、採取現地の見学、そして学習会を行い、

香川県の連絡会が出来るきっかけともなった。その後、広島県、山口県でも全国協議会についての「報告会」が行われ、瀬戸内での運動の広がりも実現された。

このような中、10月3日の長崎市での「第2回総会」、12団体が全国連絡協議会への参加を表明、7団体が参加して行われた。この総会では、事務局体制が整うと共に、向井宏さんが「環境から辺野古を考える」講演を、湯浅一郎さんが「沖縄の基地問題から辺野古を考える」講演を行ない、同時に10月15日の、署名提出行動が提起された。

そして、ついに10月15日、全国連絡協議会は、各地から集まった仲間とともに内閣総理大臣宛に、「搬出反対」の署名52,429筆を提出した。

この間、辺野古では、工事を一時中断しての国と沖縄県協議においても、国は沖縄の民意を理解しようとはせず、工事を強行する暴挙に出た。これに対して、翁長知事は沖縄の圧倒的な民意の結集を背景に、仲井真前知事の埋立承認を取り消すに及ぶが、本来市民が権力に対し行使するはずの防衛省は「行政不服審査請求」を乱用して、国土交通省に改めて工事の代執行を認めさせた。そして、今日も辺野古ゲート前では他県の機動隊を駆り出し沖縄住民に暴力でもって対峙しているのだ。

この一連の国の非民主的、非人道的、国家集権的で悪辣な行為は、戦中戦後、そして今までこの国の「踏み石」にされてきた沖縄を、この国がさらに蹂躪するものであって、とうてい許すわけにはいかない。さらに辺野古新基地の埋め立ては、私たち西日本の住民の住む故郷を、さらに破壊にさらすことになる。

私たちは、この理不尽な国のやり方に対して、今後とも各地が、沖縄の人々とも力を合わせて、智慧を絞り闘っていく覚悟を、さらに固めなければならない。



名護市辺野古の新基地建設の阻止に向けてがんばろう三曜する参加者「3日、那覇市職員厚生会館」

阿部悦子 共同代表

# 土砂搬出阻止進む連携

## 辺野古反対 署名4万6000筆に

「一粒たりとも故郷の土を戦争に使わせまい」と、新基地建設に伴う土砂搬出に反対する「辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会」の阿部悦子共同代表(愛媛県)が3日、那覇市職員厚生会館で緊急報告会を開いた。西日本の辺野古埋め立て用土砂搬出地を中心に搬出を止めるための連携が進んでいることを強調。「建設に反対する沖縄のたたかいが、全国の人々を動かしている」と話した。

阿部さんは、これまで辺野古埋め立て用の土砂搬出が予定される①瀬戸内海(愛媛県など)②瀬戸内海(岡山県など)③五島(長崎)④天草(熊本)⑤奄美大島(鹿児島)の5地区を視察。「山が枯れば海が枯れる。(土砂採取で)愛する山を削られるたびに身売りする思いなのに、それを辺野古に運ぶなんてとんでもない」と搬出地周辺の人の思いを代弁した。

主に搬出地で集めた搬出反対の署名は4万6千筆を超え、瀬戸内海や門司、奄美大島に続き、五島や天草でも活動拠点となる地区連絡協が発足したことを報告。20日には、搬出地の小豆島(香川県)で反対集会を開くという。各地で環境破壊を招いているにもかかわらず、歯止めがかけられない採石法にも問題があるとの認識を示した。

一方で出席者から西日本の採石地で広がる運動に連帯する声も上がった。桜井国俊沖大名教授は「二番初めに使われる辺野古タム

周辺の土砂採取を止めなければならぬ」と強調。国事業に特例を設けた県土保全条例の改定を提言した。

辺野古埋め立てに使われる見込みで、現在は那覇空港第2滑走路用の採石が運び出されている本部町の安波根美奈子さん(62)は「山が目に見えてやせ細り、心が痛い」と吐露。「本部の山を辺野古埋め立てに使わせないために、県内の私たちができることをしたい」と話した。

下の写真は10月3日開催された  
辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会  
第2回総会



### 「辺野古埋め立て反対」

土砂搬出反対全国連絡協 団に申し入れへ 長崎で総会

米軍普天間飛行場(沖縄県宜野湾市)の名護市辺野古沿岸部への移設問題で、国が埋め立てに使う土砂の搬送を計画する地域の14市民団体をつくる「辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会」は3日、長崎市で総会を開いた。「沖縄とも声を上げたい」とし、15日、政府へ反対の申し入れをする方針を決めた。

総会には、土砂の採取地とされる五島列島や瀬戸内

海、奄美大島などの9団体から約20人が出席。現在集まっている約5万人分の反対署名と合わせ、政府や防衛、環境両省へ申し入れをすることを決めた。

同協議会の共同代表として「自然と文化を守る奄美会議」の大津幸夫さん(82)、「鹿児島県奄美市」の「環瀬戸内海会議」の阿部悦子さん(66)、「松山市」を選出した。新上五島町の歌野敬さん(64)は「辺野古の埋め立てが、人ごとではないことを多くの県民に知ってもらいたい」と話した。

政府は沖縄県のほか、五島市の枕島、香川、山口、福岡、熊本、鹿児島各県から約2千万立方分の土砂を採取し、埋め立てに使う予定。同協議会は環境保全などを理由に、土砂搬出に反対するため5月に設立した。(田下寛明)



2015. 10. 4 長崎新聞

採取地とされる熊本県天草・御所浦島は、「一億年の大地の記録」を残す天草ジオパークの一部。「恐竜の島」とも呼ばれ、国内でも数少ない恐竜化石の宝庫とされている。

環境大臣 丸川 珠代 殿

沖縄・辺野古新基地建設のための埋め立て用土砂の  
西日本各地からの採取・購入計画に関する要請書

辺野古埋め立て土砂搬出反対全国連絡協議会

共同代表 大津幸夫(自然と文化を守る奄美会議、鹿児島県奄美市)

阿部悦子(環瀬戸内海会議、愛媛県松山市)

参加団体13団体

私たちは、西日本各地で辺野古新基地建設のための埋め立て用土砂として、既存採石場を経営する採石業者から購入・調達するとされる計画の中止を求めて活動する団体・個人が連携・協力するために、2015年5月31日、採取候補地の一つである奄美に集い設立した団体である。現在までに、鹿児島県、熊本県、長崎県、福岡県、山口県、香川県などの市民団体が参加している。

この間、各地で採石に伴う山、川、海の環境汚染の実態調査を行うとともに、採取計画の撤回を求める署名活動(添付資料)を進め、9月末現在、約5万筆が寄せられ、このほど内閣総理大臣に提出する運びとなっています。

私たちは、以下の理由により辺野古埋め立て用土砂採取計画に対し、環境基本法や生物多様性基本法を所掌し、日本に定着させる責務を負っている環境省として、毅然とした姿勢で臨むよう強く求めるものであります。

1 大量の土砂採取は、持ち出される側にとって地域の山・川・海など環境や景観の破壊は避けられません。しかも既存採石場は、その大半が自然公園法に基づく国立公園に隣接している、あるいは世界遺産条約の自然遺産登録を準備している地域であり、本来守られるべき自然環境や景観を毀損するものであります。

しかも、搬出時の採石の海水による洗浄、あるいは降雨による細粒の海への流出・海底への堆積は、周辺海域の環境を大きく損なっています。

2 大量の土砂搬入は、辺野古と大浦湾の海を回復

不可能なまでに破壊することであり、それに加担するべきではありません。

3 辺野古・大浦湾は、戦後人為的に改変されてきた沖縄の海岸(その人工海岸化は全国でも群を抜くと言われる)にあつて、原状が維持され、環境省においても絶滅危惧種IA類(CR)にリストアップされるジュゴンの棲息も確認され(北限のジュゴン)、その生物多様性が国際的にも認められているかけがえのない希少な海域です。その海を埋め立ててしまうことは、ジュゴンの生息域を奪ってしまうだけでなく、本来推進すべき立場にある政府、とりわけ環境省が、「生物多様性国家戦略」(2012年閣議決定)や「海洋生物多様性保全戦略」(2011年環境省)に逆行する行為を行うことになり、絶対に認めるわけにはいきません。

4. さらに、同海域は、2010年名古屋市で開催された生物多様性条約締約国会議(COP10)で決まった海洋保護区選定に向けての重要海域候補の一つであり、防衛・安全保障政策のために、国際的な誓約を無視する行為を政府自らが行うべきではありません。環境省は、一刻も早く、辺野古・大浦湾を含めた海洋保護区選定に向けての重要海域を決定し、公表すべきであります。

5 温帯域の大量の土砂を亜熱帯域の海に搬入することは、外来種の移動・侵入を伴う恐れがあり、ひいては沖縄地方全体の生態系をかく乱する可能性があります。これは、生物多様性国家戦略において定義される生物多様性の4つの危機の第3項目「外来種など人間により持ち込まれたものによ

る危機」に該当します。この怖れに対応するために、厳格な環境影響評価が必要なはずであるが、現時点で、環境影響評価がどのような枠組みで実行されるのか、全く明らかにされていません。

私たちは、沖縄県民の声を無視し辺野古新基地建設をしゃにむに進めようとする防衛省沖縄防衛局の姿勢は、むしろ環境影響評価を逃れようとしているとしか見えません。そして環境省も、防衛省の姿勢に目を閉ざしているとしか見えません。

6 辺野古新基地建設は、単なる普天間基地の代替施設ではなく、岩国基地に見られるような大型港湾を有する軍事空港として海空両用の最先端の基地機能を有する軍事基地へと増強するものであり、沖縄の負担軽減という建前からはあってはならない計画です。翁長沖縄県知事を先頭に圧倒的な沖縄県民の声を無視して、強引に進めることがあつてはなりません。

7 土砂を提供する側に位置づけられる私たちは、  
「一粒たりとも故郷の土を戦争に使わせない！」  
との強い思いを共有しています。

その上で、以下、具体的な項目につき要望します。

1) 2010年、名古屋での生物多様性条約締約国会議(COP10)で確認され、2020年までに海洋保護区を海域の10%にするために、重要海域の選定が進められてきていますが、辺野古及び大浦湾は、沖縄県におけるもっとも重要な候補の一つと目されていると聞きます。その事実関係を明らかにしてください。また、そもそも重要海域は、2014年度に決定するとの予定でしたが、未だに公表されない理由は何か説明してください。

2) 辺野古の海を埋めることが、生物多様性基本法、

生物多様性国家戦略に照らしての矛盾につき、環境省としてどうとらえ、それにどう臨もうとしているのか明らかにしてください。

3) 辺野古の埋め立て予定地では、生物調査をするたびに、新種が発見されることが相次いでいますが、これらの事実は、防衛省の環境影響評価書には含まれておらず、調査をやり直すべきであると考えますが、この点に対する環境省としての見解は？

4) 仮に西日本各地から、岩ズリをもちだすことになった場合、採取に伴う環境影響、及び持ち出す岩ズリの生物調査などを行うのは、現在の制度からいえば、事業者である防衛省であると考えますが、この点につきどう認識されていますか。

5) 採石地の周辺では、奄美に典型的に見られるように採石に伴い発生する土砂や微粒子が付近の海に流入し、海がにごり、土砂が海底に堆積し、海洋生態系を大きく改変する状態が放置されています。この現状について、環境省としてどのように認識し、その対策はどうあるべきであると考えていますか。

6) 「採石業の発達を図ること」を目的として1950年に制定された採石法は、1970年代以降、整備されてきた環境保全のための条項が皆無で、環境汚染問題が全く考慮されていません。上記5)のような現状を打開するためにも、環境基本法、生物多様性基本法等の観点から採石法を根本的に見直すべきと考えますが、そのような意思と準備はありますか。

上記につき、文書での回答を求めます。

以上

10月15日は、近藤昭一衆院議員(民主・愛知)のご足労で、防衛・環境・経済産業の各省担当に衆院第二議員会館に一堂に会してもらい、各省担当との政府交渉を実現した。防衛省が議員会館に向き市民の要望に応答するのは極めて異例と聞いた。

交渉に先立ち事前に、防衛大臣に対する同様の要請書、採石業を所管する経済産業大臣に対する「採石法に関する公開質問状」を提出しており、それに対する回答を求め、さらに質疑を行なう形式で行われた。限られた時間での応答であり、防衛省は来年度の採石搬入予算の計上などに言葉を濁し、十分な回答を得られたとは言えず、さらに要請、質疑を繰り返していく必要がある。

# 辺野古・大浦湾は海洋保護区に！ 西日本からの岩ズリ搬出は許さない！

— 辺野古全国協 防衛、環境、経産各省へ初申し入れ —

環瀬戸内海会議副代表 湯浅 一郎



15. 10. 15 三省へ要請書提出

10月15日午後、沖縄等米軍基地問題議員懇談会会長の近藤昭一衆議院議員（民主党、愛知）を紹介議員として、衆議院第二議員会館地下1F第4会議室で3省への要請行動を行った。防衛省と環境・経済産業省の2つに分け、各40分で、現地からの思いを伝えること、同時に重要な論点のやり取りの両方をめざした。全体の進行を阿部共同代表が行い、冒頭、近藤議員から挨拶のあと、事前に送付していた要請書を大津、阿部共同代表より手渡した。その後、奄美(大津)、五島(歌野)、門司(八記)、小豆島(松本)と各現地の状況や熱意を伝える素晴らしい発言を各2分で行った。

防衛省は提供施設官付が答弁した。埋め立てを前提としながら、生態系も含めて環境への影響を最小限にするべく「環境改善を図るために、適切に措置する」とした。日本国内でジュゴンが確認されている唯一に近い辺野古沖、調べるたびに新種が発見される大浦湾と、世界的にも希少な場を埋めておいて、環境改善などあり得ない。埋めてしまえば、その場は絶対に損失する。自然は縫い目のない織物（シームレス）である。どこか鍵になる場を奪えば予想もしない別の形で大きな影響をもたらすもの。その本質を全く無視した答えに強い憤りを覚えた。

土砂の環境影響調査に関しては、防衛局としては、「市場にあるものを購入する」ので調査を行う

べき立場にはない。ただし、埋め立て承認の留意事項に外来生物の持ち込みの確認があるので、それを業者に実施するよう依頼する。沖縄県の条例にのっとり対応していくと答えた。

環境省は、鳥居自然環境計画課長が、320海域につき重要海域と定め、検討している。海洋保護区は、その中から選ぶが、辺野古がどうなるかは現段階では分からないとした。生物多様性に富む辺野古の海の特別な意味に関する要請項目2)への答えはなかった。また3)に関連して影響調査の後に新種が見つかって、現在のアセス法では追加調査をせねばならない規定はないとした。この現状は不十分で、改善せねばならないとのコメントもなく、やる気の無さが目立った。

経済産業省は、長谷採石対策官が、公開質問状に答えた。採石法は「採石事業の健全な発展」を目的とする。事業に伴う海や山の環境汚染問題は、「環境保全に関する施策の法令」の網がかかることで担保されていると考えているとした。奄美の大津氏を初め、両省に「それでは、現地の視察に来てほしい」とくり返し要請したが、明確な回答はなかった。

生物多様性国家戦略がないがしろにされている現状や、縦割り行政により責任の所在が不明確になっている等が浮き彫りになった。いずれにせよ、埋め立て用土砂の持ち出しに伴う自然破壊に対し、各省庁は自分の問題であるとの責任感に欠けている現状がわかった。辺野古の埋め立て予定地は一刻も早く海洋保護区に指定すべきであり、埋め立て用土砂を西日本各地から持ち出すことは止めてほしいとの声をより大きなものにせねばならないと痛感させられた。

# 茶番に終わった地元の理解「劇」 ＝ 伊方原発の再稼働同意

小倉 正（原発さよなら四国ネットワーク）

10月9日に、愛媛県内外から集まった56本の反対請願の声も、朝から駆けつけた反対派の市民100名余りの声も聞かず、愛媛県議会が伊方原発の「再稼働容認決議」を上げました。これを最後の関門として、林経産大臣の伊方町訪問を機に伊方町長(10月23日)と中村愛媛県知事(10月26日)が再稼働に同意し、7地元の理解「劇」が一段落しました。規制委員会の審査書が確定した7月15日以降の動きは性急で、正当なプロセスではありませんでした。この「伊方方式」について紹介します。

## ◆ 地元の理解「劇」はどのように進んだか？

伊方原発周辺の30キロ圏(3.11後に避難計画を作らされた、いわゆるUPZ圏＝緊急防護措置区域)内には7つの自治体があります。

10キロ圏内に入っており、以前から四電、県と独自の協定を結ぶ八幡浜市の例があり、知事は「周辺」自治体の意向を聞くと明言していました。

しかし、焦点の八幡浜市の大城市長が9月2日、知事に再稼働了承を表明し、他の周辺5市町は再稼働について意思は表明せず、10月5日、各々の要望を県知事に伝える形で矛を収めました。

30キロ圏内の自治体の内、脱原発首長会議会員である西予市と宇和島市の市長も将来の脱原発、1号機の廃炉などを要望として伝えただけで「再稼働の是非」を語りませんでした。

八幡浜市長の判断の元とされたのが、市議と行政に近い団体の長だけを集め、(八幡浜市では8月5、6日、他5市町では8月19、20日、2ヶ所でまとめて)性急に行われた形ばかりの「住民」説明会と、その結果行われた参加者アンケートです。

かつてプルサーマル導入のおりに佐賀県知事が指令して大々的に批判された「ヤラセ討論会」よりもはるかに「ヤラセ」度の高い住民説明会でした。これらは昨年、6回開催されその度に数百人の住民が参加した川内原発の住民説明会の教訓を

宇和島などでは住民団体が踏まえ、「混乱」を再現させないように企画されたもので、伊方方式の最大の特徴でした。

宇和島などでは住民団体が、「もっと反対の意見の住民は多い」と、無作為アンケートの数字を発表しています。立地町の伊方町でも市民団体側のハガキアンケートによれば反対は50%を超えています。そもそも今年3月の愛媛新聞の県民世論調査によれば、県民の9割が安全性に不安を持ち、7割が再稼働反対だと分かっています。

反対の世論を押し切って中村愛媛県知事が再稼働に同意するまでには、首相自らが政府の責任を明言することが必要、特に新たな賠償についての保証などを求めるのではと、日経新聞は予想していました。しかし10月6日に開催された国の原子力防災会議の場で、安倍首相は国の責任を明言し、知事はそれを高く評価したとしました。中身は元々法律で決まっている内容をリップサービスで言ったものに過ぎません。地元財界の人たちも拍子抜けしたことでしょう。

## ◆ 今後の運動について

**11, 29(日) 伊方原発を再稼働させない!**

**高松大行動**

14:00 高松市琴電瓦町駅前

自治体自身が責任を負っているため今回の地元の理解「劇」からは外された避難計画の問題が、県民には最大の心配事でしょう。今後は避難計画の問題を中心課題としていくことになります。八幡浜では12月2日までの日程で、大城市長の決め方に異議を唱える住民投票条例制定の署名運動が始まり佳境に入っています。そして一過性の抗議だけに終わらせず、11月29日、30日の対四電高松大行動を行ないます。是非ご参加下さい。

11月1日、松山市で開催のSTOP伊方原発再稼働!全国集会には、4,000人が集いました。愛媛新聞15.11.2付(16頁)に取り上げられています。ご覧下さい。(編集部)

# 新瀬戸内法の成立を巡って

若槻 武行（環瀬戸幹事、食と農・環境フリーライター）

「瀬戸内海環境保全特別措置法(瀬戸内法)」の「一部改正案」が自民・公明・民主・維新の4党の議員連盟の議員立法として、2015年通常国会の参議院に上程され、可決・成立した。「安保=戦争法案」で大揺れの直後の9月25日、全会一致で決まり、今国会の最後の法律となった。



新瀬戸内法を全会一致で可決した9月11日の参議院環境委員会（提供：水岡議員事務所）

## ☆ 瀬戸内法改正の署名10万筆の提出まで

環瀬戸は1990年代から、瀬戸内法(旧法)が果たした役割と限界を調査・検証してきた。①浅場(大半が藻場・干潟)の埋め立て、②産廃の持ち込み・埋め立て、③海砂採取の3つが瀬戸内海の環境を大きく破壊し、漁獲高を急激に減少させていることだった。そこで市民立法として瀬戸内法改正法案をまとめ、「海を埋め立てないで」をスローガンに、①埋め立ての全面禁止、②産廃の持ち込みを止め、③海砂採取の全面禁止を明記させる法改正の署名活動を始めた。

そして2014年3～5月、国会請願署名10万筆を衆参両院議長に提出した。

署名提出は江田三郎議員ら瀬戸内圏域選出か、関係が深い超党派の議員に持ちかけたが、自民党の政調は埋め立てなどの「全面禁止」の表現に難色を示し、野党系議員を通じて提出した。江田氏以外の協力議員は民主党の玉木・辻元・菅・福山・津村、共産の仁比、社民の吉田の各氏だった。提出と合わせて、この問題について国会議員会館での「院内学習会」開催も提案し、準備に入った。

首都圏では瀬戸内法の勉強会を開いて、法改正の運動、特に国会ロビー活動を首都圏会員が積極的に担うことを確認した。

## ☆ 漁協らの要望と自公与党の旧改訂案

法改正要求運動の準備が進む一方で、実は別の「瀬戸内法改正」の動きが起きていた。瀬戸内府県の漁協(JF)10団体は、すでに13年11月に「瀬戸内海を豊かな海として再生するための法整備に向けた要望書」をまとめ、府県や国や国会議員に働きかけた。自公両党はこの要望と自治体の決議を受け、改訂案(旧案)を立案。昨14年6月、終盤の通常国会の参議院に議員立法として提出した。そこには看過できない次の重大な問題があり、緊急に国会ロビー活動を進めることになる。

①旧法成立後、干潟や藻場など浅場の埋立ての検証がないこと。②「富栄養化防止」の条項を全面削除したこと。③「貧酸素海域(水塊)」の原因や対策がないこと。④「海を豊かにするため」の「事業」が、新たな埋立てや人工干潟造成に繋がる恐れがあること。⑤関係府県では灘・湾ごとに関係者で構成する「協議会」を開き、意見を聞くところがあるが、その関係者が不明確であることだった。

ちなみに、これまで人工の藻場・干潟造成は全て失敗し、むしろ環境破壊を招いている。

## ☆ 臨時国会解散で自公旧案は廃案に

旧案は14年通常国会の参議院に上程されたが、閉会となり、旧案は継続審議となっていた。我々は直ちに反対理由と修正案をまとめ、9月に臨時国会開催と同時に、衆参環境委の議員を中心に国会ロビー活動を展開した。

民主党では、衆参環境委理事の近藤・水岡議員が中心になり、環境部門会議を開催して、我々の主張の大部分を党の方針に採用した。

この間、面談した議員は、衆参の環境委員など次の議員。民主の近藤・水岡・長浜・吉田、共産の市田、その他野党・無所属の小沢・亀井・上野・

桜内・山口の各氏だった。

しかし、この臨時国会でも一度も審議されることはなく、11月に安倍総理の突然の解散で、「旧案」は廃案となってしまふ。

その後、今15年通常国会で自公両党は、民主・維新に対し、新たな議員連盟結成と野党見解に配慮した法案作りを提案。民主党は水岡俊一議員が党内外と意見調整を重ね、四党の「新改正案」がまとめられ、議員立法として参議院に提出された。

## ☆ 評価もできるが不満も残る新改正案

四党の議連でまとめた「新改正案」は、次の点で改善が見られた。①「富栄養化」条項全面削除の撤回、②「貧酸素水塊」を条文に初めて明記したこと、③「生物多様性の確保」の文言を入れ配慮したこと、④各府県の湾灘協議会で「幅広く住民の意見を求める」としたこと、⑤「事業」の偏重が緩和したことなど。

ただ、その内容が曖昧で、次のような問題点がある。①自公旧案同様、旧法成立後の埋立てと、赤潮・富栄養化の原因の検証が不十分で、赤潮の下では「貧酸素海域」ができてはいるが、その改善策が具体的でないこと。②豊かな海の「再生・創出の事業」の内容が不明で、新たな埋立てに繋がることへの規制が明確ではないこと。③「事業」がこれまでの「人工干潟造成」等では膨大な浪費でしかないこと。潮流など自然の力を無視した事業は成功するはずもない。④「事業」と言うなら、各地の未利用遊休埋立て地の「磯浜・干潟の復元」を明記すべきこと。⑤埋立てによる浅瀬の喪失、海砂採取が、生物の産卵や生息域を壊し、赤潮と貧酸素海域を生み、「生物多様性」を奪った分析がないこと、⑥各府県の湾灘協議会の構成員に「環境NGOの参加」を明記してよいのではないかな。

埋立て等の環境破壊、鉄鋼スラグの海への投棄を阻止できる協議会であることが望まれる。

## ☆ 質問や付帯決議の内容に期待

衆参の環境委員会審議の質問には、参議院では市田忠義議員(共産)、水野賢一議員(無)、衆議院では島津幸広議員(共産)、玉城デニー議員(生活)が立った。特に埋立て問題に関し、未利用の遊休埋

立て地の多さと広さを指摘し、国土省・環境省が把握していない点、新たな埋立ての抑制、有害な鉄鋼スラグなどの「海への利用」について、環境省や国交省に厳しく質し、それが議事録に残った点は大きい。

衆院環境委では、①無駄な予算のバラ播きの抑制、②瀬戸内法、生物多様性の総括と調査・研究、③「未利用埋立て地や既存施設の活用を、新たな埋立てに優先させる」とした付帯決議行なったが、これには田島一成理事(民主)の尽力があった(田島氏は新法とセットで衆院先議の議員立法「琵琶湖環境保全法」の成立に尽力した)。

瀬戸内法改正法に、5年ごとの見直しが明記されている。今後は現場で、①有害鉄鋼スラグの海への利用などの警戒を強化、②遊休埋立地の広さや今後の計画についての調査、③磯浜・干潟・藻場などでの生物の多様性等の観察・調査、④自治体が開く湾灘ごとの協議会への参加を求める自治体交渉。これらの活動を通じ、法案のさらなる修正を求めて、運動することになるだろう。

### ◆◆ 参考資料 ◆◆

#### 瀬戸内海環境保全特別措置法の

#### 一部を改正する法案に対する付帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について適切な措置を講ずべきである

- 一、改正後の本法第四条の第二項の規定に基づき地方公共団体に対して行う財政的措置を伴う援助については法の趣旨を十分に踏まえ、その必要性、効率性、有効性等を事前に十分精査したうえで行なうこと。
- 二、瀬戸内海における水質、底質、生態系、及び水産資源の状況についてのこれまでの推移と現状を総括し、その要因に関する共通理解を得るための調査研究を進めるとともに、基本理念に掲げられた生物多様性の確保等を適切に行うために必要な施策についての調査研究及びその結果に基づいた具体的施策を推進すること。
- 三、瀬戸内海の埋め立て後長期間にわたって利用されていない未利用地について、現状把握のための調査を速やかに実施するとともに、埋め立てを厳に抑制すべきものとした従来の方針に鑑み、未利用地や既存施設の活用が新たな埋め立てに優先して行われることとなるよう、地方公共団体に対し、情報提供等必要な措置を講ずること。

# 海砂採取跡 16年経過するも 元に戻らず

昨年8月、本紙59号で、広島県が14年度より三年計画で、海砂採取跡調査を開始したことをお伝えした。

広島県は1998年度末、県内全域の海砂採取を禁止し、それから16年、昨年の調査結果概要が明らかになった。

瀬戸内海は約一万年前、「縄文海進」で陸から海へ変貌し、ほぼ今日の形になったという。

何十万年、何百万年の長きにわたる自然の営為で生み出された海砂、人は戦後のわずかな数十年で壊した。

容易く元に戻ることがないことをあらためて肝に銘じよう。

2015年(平成27年)2月26日(木曜日)



## 広島県、中部の瀬戸内海調査

### 16年経過 水深変化なし

# 海砂採取 復元せぬ里海

1990年代まで海砂が採取された広島県中部の瀬戸内海で、深くえぐられた海底地形が元に戻っていないことが25日、県が昨年夏にした環境調査の分析で分かった。同じ海域を調査した98年から、採取区域の水深はほとんど変化がみられなかったという。自然の回復力をはるかに上回る大量の砂が採られたことがあらためて浮き彫りになった。県は今後、専門家の意見を踏まえ再生策を練る方針。

(中島大)

調査は、昨年7月26日から約1カ月間、竹原、三原、尾道の3市と大崎上島町の沖にある10カ所の採取区域とその周辺計約50平方キロメートルの調査区域で実施。ソナーなどの専門機器を使い、水深や海底の起伏を調べた。同様の調査は98年6月以来、16年ぶりだった。

得られたデータを分析した結果、海砂の採取によって10〜40センチ深くなった水深は98年からほとんど変化がなく、増減は顕著な範囲内だった。尾道市瀬戸田町の高根島西側にあった浅瀬も復元の兆しはほとんどみられず、海底には砂を吸い上げた跡とみられる穴や凸凹が残っていたという。

一方では、魚の餌となるイカナゴのすみかだった浅瀬がなくなったことによる漁業への影響が今なお続いている。県は98年2月に採取を全面禁止としたが、県港湾振興課は「現状回復に向かっているとは到底いえない」としている。

一方、竹原、三原、尾道の市の沿岸で昨年7月にした調査の分布調査では、前回調査の2005年度からアサギイカナゴの繁殖域がやや拡大していた。県は15年度に魚介類の生態や海底の地質、16年度に漁業への影響などを調べた後、大学教授たち専門家に意見を聞いて、瀬戸内海の自然の再生法を練る方針としている。

主にコンクリートの骨材に用いられた海砂は、60年代から90年代まで県内で1億立方メートル、瀬戸内海全域で約6億立方メートルが採られたとみられる。

人工的再生策 県は検討し、砂が無計画に採取された瀬戸内海は、16年という歳月をかけても、稚魚の兆しが見られなかった。広島県は長年、海砂の採取を許可してきた立場にある。自然の回復力に勝るとは断言できず、人工的に元に戻す方策を検討を急ぐべきだ。

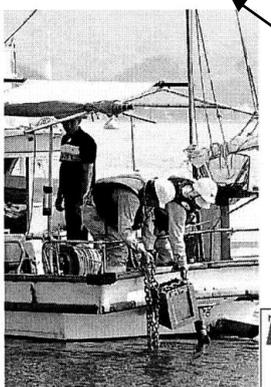
瀬戸内海の漁獲量は1980年代から低下傾向が続く。さまざまな魚の餌となるイカナゴを養った浅瀬の減少がその一因になっているとみられる。「豊かな海」を育てるだけ早く取り戻すには、海砂採取によって奪われたすみかを取り戻す必要がある。その対策として参考になるのが、海砂採取が2003年まで続けられていた倉敷市の味野湾沖での試みだ。別の海域から運んできた海砂を採取跡に入れて修復した結果、イカナゴなどの魚介類の生息数回復に一定の効果があった。ただ約15センチ、20立方メートル埋めるのに、掛かると事業費は約8億9千万円。約3億2千万立方メートルのほかにできたといわれる瀬戸内海の備前瀬戸地域で、それができるといって現実的ではない。一方で細り続ける漁業対策は持たない。県は環境調査が終わる3年を待たず、豊かさを取り戻す方策を研究し、着手してほしい。県はその責任を負っている。(中島大)

## 海砂採取 広島県 イカナゴ調査 10年ぶり 漁場回復度の指標

広島県は15日、かつて海砂が大量に採取された県中部の瀬戸内海で、2005年以来10年ぶりとなる小魚イカナゴの生息実態調査を始めた。9月まで、すみかとなる海底砂地を調べる。イカナゴは中・大型魚のえさとなるため、漁場の豊かさの回復を確認する指標となる。本年度末に結果を公表する。

県から業務を受託したコンサルティング会社の調査員2人が、広島県大崎上島町と竹原市の沖合計7地点で、船から海底に石油缶を下ろし、5〜10分引いて砂を入れた後に引き上げる作業を繰り返した。前回05年の調査にも参加した調査員は作業後、「また初日で、瀬戸内海全体で約6億立方メートル採られたとみられている。イカナゴは浅瀬を深くえぐったために激減。85年に543トだった県内漁獲量は、13年に1ト未満

調査の一環として実施する。イカナゴのほか県は本年度、魚やゴカイなどの底生生物や魚の卵の種類、数分布域も調べる。12月以降に網を使って試験漁をしたり、専用器具で海底の泥砂を採取したりする。いずれも前回04、05年度に調べた場所と同じ5〜25地点で変化を確かめる。海底の砂の粒の粗さや、その分布状況、海岸地形も調べる。調査結果を踏まえて海洋環境の回復策を探る。(中島大)



イカナゴの生態を調べるため海中から石油缶を引き上げる調査員

もイカナゴの生息実態調査を実施。「生息に適したきめの細かい粒の砂場になつていない」との報告をまとめていく。

14年度から3年間の環境

中国新聞 15.7.16

## 廃棄物処理施設、計画の地元周知と同意は？

末田 一秀（はんげんぱつ新聞編集委員）



三瓶の産廃焼却施設（操業試験中） 14. 5. 15 撮影

### ◆三瓶の産廃焼却炉は

環瀬戸の今年度総会を開催した愛媛県西予市三瓶の産廃焼却炉については、炉の能力が過少申請されて許可を得ており、ダイオキシン類の適用される基準も間違っているとして、産廃処理業の許可に対して行政不服審査請求が出されていました。現在の制度では行政の処分に対して 60 日以内に行政不服審査請求しなければならないことになっており（来年度からは3か月）、施設許可（H25.2.15）が出された段階では気が付かなかった問題であるため、業許可（H26.12.25）に対する不服審査として出されたのでした。

この弱点を埋めるため住民側は、今年4月から施行された改正行政手続法第36条の3の申し出も行いました。これは、国民が法律違反をしている事実を発見した場合、行政に対し是正のための処分等を求めることができるというもので、産廃処理施設の許可自体を取り消すよう求めています。

ところが、愛媛県は、8月28日に行政不服審査請求を棄却する裁決を下しました。業の許可の判断をするにあたって施設の許可が出ていたのだから問題はないという論理で、施設の能力の是非に踏み込まない形式的な判断でした。一方、行政手続法の申し出に対しては、法的に回答が義務付けられていないため、無視を決め込んでいます。自ら間違いを正すことができない愛媛県当局の態度は糾弾されてしかるべきです。住民側は環境省に

再審査請求して粘り強く闘っており、当該産廃炉は月に数日しか稼働していないのです。

### ◆計画の地元周知など条例に基づくルールを

三瓶住民が産廃施設の設置を知ったのは施設許可が出されたというマスコミ報道だったのです。所在地が郷内地区であることから、愛媛県の産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき郷内地区の同意を得て施設許可が出されています。しかし、廃棄物処理法を旧厚生省が所管していた時代（H9.12.26）に「周辺地域に居住する者等の同意を事実上の許可要件とする等の法に定められた規制を越える要綱等による運用については、必要な見直しを行うこと」という通知が出されており、そもそも愛媛県は同意を必要とする要綱を放置して、問題を招いたこととなります。

住民の側から見れば同意が義務付けられている方が、阻止できるのでベターのようにも思われます。しかし、同意書が金で左右され、必ずしも地域の民意に沿ったものにならなかったことも事実です。

愛知、大阪、福岡など10数県では、要綱を廃止するとともに条例を制定して説明会の開催等を義務付けました。事業者は、反対の意見があっても、説明会など一定の手続きを踏めば許可申請に進めるので、住民側にとっては両刃の刃ですが、議論の中で問題が明らかになれば、事業計画の初期段階なので修正できると期待した制度になっています。

愛媛県にこのような条例があれば、三瓶のように、周辺住民が知らない間に施設許可が出たということはなかったはずですが。阿部悦子さんの県議会最後の委員会質問に、県当局は「条例制定について検討する」と答弁しましたが、この約束も果たされていません。

## 住民合意なく強行される北但ごみ焼却施設建設

北但行政事務組合による坊岡のごみ焼却施設建設計画は、神戸地裁で計画取消を求める住民訴訟が係争中。しかし工事が強行されている。



建設を強行 15.10.4 現地・坊岡住民撮影

事務組合加盟の1市2町のごみ焼却量は、減量への市民の努力と人口減少で、日量平均 100 t 程度に減っている。しかし、02 年の計画処理能力では日量 236 t、さらなる変更後も 142 t と過大である。

しかも契約が前代未聞、最低価格を事前公表した入札で、**タクマが「172 億 6100 万円にたった1円上乘せ」で落札**、しかも建設費も 20 年間の運営費も 1 市 2 町が保障するというのだ。しかし、その契約資料の詳細は「黒塗り」、市町議員にも非公開なのだ。

### 環境を大事にする住民はごみ焼却施設に合意したことはない

原告陳述 津瀬鹿 知己

私は豊岡市竹野町坊岡に家族三人で暮らしている。坊岡が北但ごみ焼却施設の候補地となっていることを平成 20 (2008) 年 2 月 17 日の区の集会で突然知らされ、私はごみ焼却施設の知識もなく環境の変化に不安を抱いた程度の認識だった。出席した区民の大半の人も同じような雰囲気だった。その集会のまとめは、①現道路の拡張による進入路反対、②木谷口の進入路反対、③その後の協議には協力、の三点だった。

同年 3 月 16 日に森本福祉センターで事業説明会があり、坊岡副区長が「協力の可否ではなく交渉のテーブルに着くということか」と質問、北但行政事務組合医職員が「その理解で結構」と回答、私はすぐに結論を出さず、理解を深めることと了解した。

4 月 23 日組合の選定委員会が「進入路は木谷口と決めた」と知らされ、私はこれで森本坊岡地区は候補地から外れたと思った。ところが、翌 24 日付の新聞は「森本坊岡地区が最終候補地に決定」「いずれの区も受け入れに同意」と報道、住民の意思に関係なく進められていると不安と疑念を強くした。

この時から坊岡地区の自然環境と暮らしの悪化に危機感を持った女性や若者たちが中心になって反対運動が起き、「坊岡住民の暮らしと命を守る会」が結成された。周辺地区でも「御又暮らしと命を守る会」「竹野浜住民の暮らしと命を守る会」が作られ、隣

接の林区は絶対反対を表明した。

8 月 20 日区長が賛否を採決する全体集会を知らせてきたので、私は三分の二多数決を要求、区の女性たちはごみ問題に一番関心のある女性の参加を要求した。しかしいずれも拒否され、賛成多数と強引に決めている。その後、女性たちは兵庫県に男女共同参画に関する申し出を行ない、県は申し出の主旨を汲んだ助言書を交付したが、是正されていない。

このような住民無視の計画に対し、私たちは竹野浜住民を通信に土地山林を守るための立木トラストを実施し、三回の反対署名運動で一度は竹野住民過半数に達し、減量・資源化等ごみ処理の原点を学ぶため上勝町等の視察や講演会などに取り組んだ。平成 23 年には竹野町全域の有志によって、ごみのバイオマス処理を目指す「アイルの会」が結成され、協力して毎月水質や大気の調査を行なっている。

ごみ焼却処理施設による大気汚染や生活環境の悪化は避けられず、都市計画法が良好な都市環境を求めている以上、厳格な法規制を要望する。

(15.10.1 神戸地裁第 13 回口頭弁論原告陳述要旨)

#### 北但ごみ処理施設事業認定取消請求

#### 第 14 回口頭弁論

2015 年 12 月 24 日 (木) 13:15~

神戸地裁 (最終弁論の予定)

# 住民合意なく 四国遍路道を壊し 広域組合がごみ焼却施設建設強行

環瀬戸事務局長 松本宣崇

**宇和島祝森ごみ焼却施設反対  
立木トラスト明渡被請求  
第12回口頭弁論** (判決言い渡し見込み)  
2016年1月19日(木) 13:10~  
松山地裁宇和島支部(宇和島市)

兵庫県豊岡市坊岡と同様、宇和島市でも宇和島地区広域組合（以下、広域組合）によるごみ焼却施設建設が強行されている。

私たち環瀬戸は、予定地・宇和島市祝森住民の反対の思いを共有し、立木トラストとともに闘ってきた。あろうことか、広域組合は2013年10月28日、反対住民が借地・耕作する予定地内畑地とその樹木の明け渡しを請求して裁判に訴え出た。昨年3月13日の第一回口頭弁論から早や10回を数える法廷に、「被告」として足を運んできた。

法廷では、私たちは①ごみ焼却施設計画は事前説明も不十分であり、住民合意手続きの瑕疵があること、②地権者と広域組合との土地売買は耕作者に告知・協議なく信義則に反すること、③予定地には四国四県が世界遺産登録を目指す四国遍路道が隣接し、施設建設は遍路道と、同条約が求める緩衝帯の破壊であると主張してきた。

加えて、土地収用法では、収用対象の金銭的補償額を提示し、その妥当性を協議か、収用委員会裁決で補償額を決定するが、この明け渡し請求では全く提示されていない。ここにも、広域組合の住民に対する傲慢さが垣間見える。

そして、現地では施設建設に向け用地造成工事が突貫で強行されているのだ。遍路道をダンプが爆走し、周辺の畑地は、造成のためブロック壁が造られ、その中には盛り土が持ち込まれ、予定地内を流れる小河川は三面コンクリート化、遍路道の一部には白いガードレール設置と、もはや遍路道の古来の景観は失われてしまった。

奇しくも5月、四国遍路道は平成22(2008)年、文化審議会で「準備を進めるべきもの」と認められ、文化庁が今年度より新規事業として進める「日本

遺産」(申請83件中18件認定)の一つに認定され、他の認定地では「世界遺産登録へ弾みがつく」とまでされている。世界遺産を目指す提案自治体に名を連ねる宇和島市はじめ広域組合の一市三町が、すでに世界遺産登録対象を毀しているのだ。こんなことが許されて良いはずがない。



左側が造成工事現場、右側に遍路道が沿う 15.10.6



明渡請求地を残し造成工事を強行 15.10.6



遍路道にガードレールとは? 15.10.6

# 伊方原発再稼働「ノー！」 全国から4000人 松山に集う！

※ 発行 発行 毎月定価 3,089円 (本体価格 2,858円、消費税 231円)・185円/140円 (税込込み) (第3種郵便物認可)

## 4000人 再稼働ノー



伊方原発再稼働に反対するメッセージを掲げた全国集会の参加者。11日午後松山市堀内。

### 伊方原発 再稼働問題

主催の市民団体「伊方原発をよめる会」(松山市)による、北海道・福島・鹿児島など全国から約4千人が参加した。集会でとめる会の草野順一事務局長は、中村知事の同意に対して「理性も倫理も投げ捨てた行為を批判し、再稼働の阻止に全力を挙げると宣言した。各地からのスピーチで、東京電力福島第一原発から北西200km圏の福島県浪江町から岡山県に避難した菅野みずえさんは「原発事故が何もかも奪った。伊方町長に私の町をなめてほしい」と、いまも事故から取り

### 山 松山 全国集会

四国電力伊方原発の再稼働に反対する全国集会が1日、松山市堀内の城山公園であった。10月26日に中村時広知事が伊方原発の再稼働に同意したことを受け参加者は「断固反対」との決意を胸に、市内をパレードした。

### 知事同意を批判

### 「命守れ」デモ行進

### 30キロ圏全市町了解必要



伊方原発の再稼働に反対する全国集会に合わせて菅原元首相が1日、来県した。菅氏は、伊方原発再稼働の地元同意の範囲が事実上、松山市内で終わったノンフィクション作家の広瀬隆氏との対談で発言した。菅氏は、国の原子力災害対策指針で30キロ圏内の市町に避難計画の策定が義務づけられている点を受け「指針で決まっている場所の解を知らないのは(再稼働の)条件を満たしていない」と指摘。「本気で責任を持たせざるを得ない」と述べた。中村時広知事が伊方原発で重大事故が起きた場合の最終責任に関して菅原首相の言葉を取ったことに関し菅氏は「法的に政府が持つ責任を問うていない」と指摘。「本気で責任を持たせざるを得ない」と述べた。

東していない福島の現状を「リ」のママさんとケさん訴えた。進行役を務めたよしもとクリエティブ・エージェンシーの合見に毎回出席しているシニア所属の美(おしと) 反対する人々の連帯を呼び掛けた。会場の参加者は「原発再稼働ゆるさん」と書かれたメッセージを一言に掲げてアピール。市内のデモ行進では「命守れ」「再稼働反対」とシュプレヒコールを上げて、買い物客らに訴えた。

2015. 11. 2 愛媛新聞

## 各地からのご案内

- ☆11月8日(日) 播磨灘を守る会第44回総会・学習会 13:00 網干市民センター(姫路市)
- ☆11月19日(木) 講演会「伊方・岩国・辺野古三つの現地と安保法制」 18:30 コムズ松山会議室2
- ☆11月29日(日)~30日(月) 伊方原発を再稼働させない! 高松大行動 14:00 高松市琴電瓦町駅 問合せ さよなら原発四国ネット
- ☆12月5日(土) 自然と環境を守る会交流会 海・山・川・いのちをどう守る 13:00 法政大学市ヶ谷キャンパス外濠校舎S306教室 主催 自然と環境を守る交流会実行委員会 法政大学人間環境学部 問合せ 中山敏則 047-472-5324
- ☆12月24日(木) 豊岡ごみ焼却施設事業認定取消請求 第14回口頭弁論 13:15 神戸地裁
- ☆2016年1月19日(火) 宇和島立木トラスト被明渡請求 第12回口頭弁論(判決予定) 13:10 松山地裁宇和島支部

すでに納入頂いた方にも振込用紙を同封していますが、環瀬戸の活動は、主に年会費とカンパで賄われていることにご理解のうえ、カンパにご協力をお願いいたします。

**2015 年度会費納入のお願い**  
 年会費(一口) 個人 4,000円 団体 10,000円  
 — 何口でも可 —  
 財政が逼迫しています。カンパ熱烈大歓迎!!

瀬戸内トラストニュース 第63号 2015年11月10日発行 / 発行責任者 松本宣崇  
 環瀬戸内海会議 共同代表 阿部 悦子(愛媛県) 石井 亨(香川県)  
 Eメール [nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp](mailto:nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp) 事務局・松本  
 HPアドレス <http://www.setonaikai-japan.net/>  
 会費等振込先 ゆうちょ銀行 口座No. 01600-5-44750 名義 環瀬戸内海会議  
 銀行口座からのお振込は、ゆうちょ銀行169店 当座 0044750 カンセトナイカイカイギ まで